

市からの 連絡帳



申請書等

電気設備点検・整備のため住民票等自動交付機が終日休止

11月10日(土)は、保谷庁舎のみ、11月23日(祝)は、田無庁舎・保谷庁舎・保谷公民館・ひばりが丘図書館・芝久保公民館にあるすべての住民票等自動交付機がご利用になれません。

市民課 ☎(☎460 - 9820)  
保(☎438 - 4020)

印鑑登録等の手続き

市内に住民登録または外国人登録をしている満15歳以上の方が申請できます。

申請に必要なもの  
登録する印鑑

窓口に来られた方の本人確認ができるもの

代理人による申請の場合は、上記のほか代理人の認め印・代理人選任届(委任状)・代理人の氏名、委任事項、本人の署名、登録する印鑑の押印等が必要

即日登録

本人による申請で下記の ~ のいずれかがある場合は、即日登録、証明書の交付が受けられます。

運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書等

保証書(印鑑登録申請書に別記。印鑑登録申請者が本人であることを保証するもの)・市で印鑑登録している方が保証書欄に署名、実印の押印、印鑑登録番号の記入をすれば保証人になれます。

市民以外の方でも、都内在住であれば保証人になれます。その場合は印鑑登録証明書の添付が必要です。

照会登録

本人による申請で上記 ~ の本人であることが確認できるものがない場合や代理人が申請する場合は、即日登録はできません。登録申請をすると本人あてに照会書を郵送します。照会書が届いたら、下記 ~ を窓口を持参してください。登録が完了すると西東京市民カードをお渡します。

照会書別記の回答書に本人が署名、押印したものを

登録する印鑑

申請者の本人確認ができるもの(健康保険証、年金手帳等)

11月の車座集会(タウンミーティング)のご案内

市民の皆さんのご提案やご意見を、市長が直接お聞きする車座集会を開催しています。

当日、直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。

とき	ところ
11月18日(日) 午後2時から 最大2時間	ひばりが丘公民館 集会室

秘書広報課 ☎(☎460 - 9803)

代理人が回答書を持参する場合は上記のほか照会書別記の代理人選任届(委任状)、代理人の認め印、代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)

登録手数料 300円  
市民課 ☎(☎460 - 9820)  
保(☎438 - 4020)

保険・税

人間ドック

受診できる方 西東京市国民健康保険の加入者で、満30歳以上の方  
国民健康保険料(税)が未納の方は、受診できません。

利用期間・回数  
平成20年3月31日まで・1人1回  
すでに4月1日以降受診された方は、受診できません。  
契約医療機関 市報5月1日号・市HPに掲載。

パンフレットは、健康年金課・市民課保谷庁舎総合窓口係、各出張所にあります。

受診の手続き

契約医療機関に受診日を予約  
予約終了後、健康年金課または市民課保谷庁舎総合窓口係、各出張所で利用券を申請(国民健康保険証と印鑑持参)

受診予約日に「利用券」と「国民健康保険証」を医療機関に提出し、受診者負担額を支払う

受診手続きは、医療機関で取り扱いが異なる場合がありますので、医療機関の指示に従ってください。

詳しくは、お問い合わせを。  
健康年金課 ☎(☎460 - 9821)

国民健康保険と交通事故

国民健康保険に加入している方が交通事故等で傷害を受けた場合でも、医療機関で受診することができます。

しかし、本来はその費用は加害者が負担すべきものですので、国民健康保険を一時立て替えて、後日加害者に請求することになります。

交通事故にあったときは、すぐに警察に届け出をしてください。また、国民健康保険証を使用する場合、健康年金課に必ず届け出てください。国民健康保険で治療を受ける時は、「第三者行為による傷病届」等の書類の提出が必要になります。

届け出に必要なもの  
国民健康保険証 印鑑 交通事故証明書(後日でも可) 第三者行為による傷病届ほか届出書一式(健康年金課にあります)

~ 示談は慎重に ~  
加害者と示談が成立すると、示談の内容が優先され、国保から加害者に請求できなくなる場合があります。示談を結ぶ時は、注意してください。

~ 交通事故にあった時の心得 ~  
慌てずに、落ち着いて、状況判断がしっかりできるようにしましょう。  
救護を優先させましょう。  
相手の確認をしましょう。車のナンバー、型、色、名称、運転者の氏名・住所・電話番号、免許証、車検証、任意保険加入の有無、営業用の

車は会社名・所在地等。

目撃者への協力をお願いします。  
警察へ届けましょう。  
市役所健康年金課へ届けましょう。  
軽症でも、必ず医師の診断を受けましょう。  
詳しくは、お問い合わせを。  
健康年金課 ☎(☎460 - 9821)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を発行

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。

確定申告等で社会保険料控除として申告をする場合には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合には、納付した方が社会保険料控除として申告することができます。

このため、10月1日までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁から11月上旬に送付されます。

年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証書が必要ですので、大切に保管してください。

☎武蔵野社会保険事務所

(☎0422 - 56 - 1411)  
健康年金課 ☎(☎460 - 9825)

インターネット公売

市では、各種催告にもかかわらず、市税の「滞納」を続けている場合、滞納している方が所有する財産について調査を行い、差し押さえ等の滞納処分を積極的に行なっています。

今回、市が滞納処分として差し押さえた動産について、インターネット入札(オークション)方式による公売(売却)が行われます。

なお、公売による売却代金は、滞納となっている市税に充当されます。

オークション参加者の申し込み

☎11月15日(木)~29日(木)

下見会

☎・場11月21日(水)、24日(土)・田無庁舎オークションへの入札

☎12月4日(火)~6日(木)

入札には、原則としてどなたでも参加できます。

物件の詳細・公売手続きの詳細については、市HPでご確認ください。  
納税課 ☎(☎460 - 9832)

子育て

ひとり親家庭等医療費助成制度をご利用の方へ

現況届(更新手続き)の提出期限は11月15日(木)です。

現在お持ちの「ひとり親家庭等医療証」の有効期限は、12月31日(月)までです。来年1月1日以降もこの制度を利用する場合は、先に送付した「現況届」に記入し、必ず届け出をしてください。現況届の届け出がない場合は、引き続いて助成資格があっても、1月からの助成を受けることができませんので、ご注意ください。

現況届の提出「必要書類」

現況届  
加入健康保険証の写し  
戸籍謄本(変更があった場合)  
養育費等に関する申告書(受給資格がある方で、児童扶養手当の現況届を提出していない方)

平成19年1月1日現在の住所が市外の方は、前住所地の市区町村長の発行する「平成19年度所得証明書」(扶養人数、各種控除内容、課税状況の記載があるもの)

お子さんが市外にいる方は、その居住地の世帯全員の住民票の写し  
身体障害者手帳または愛の手帳の写し

「児童扶養手当現況届」を提出済みの方は ~ は不用

提出先 子育て支援課 田無庁舎1階)

医療証の交付

審査の結果、対象となる方には、12月末までに医療証を郵送します。

(対象とならない場合も通知)

新規申請の受け付けも随時行っています。

子育て支援課 ☎(☎460 - 9840)

ファミリー・サポート・センターファミリー会員登録説明会

当センターでは、地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。

ファミリー会員の登録希望の方は出席してください(子ども同伴可)。

☎・場11月7日(水)午前10時~正午・イングビル

11月18日(日)午前10時~正午・保谷東分庁舎

入会登録に必要なもの 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚、印鑑、80円切手1枚(会員証郵送用)

☎11月6日(火)午後5時、11月16日(金)午後5時までに、ファミリー・サポート・センターへ

ファミリー・サポート・センター事務局(☎438 - 4121)



ごみ

年末のごみの整理はお早めに

~ 家庭ごみの有料化を前にして ~

平成20年1月4日からの有料化を前にしてごみを整理する場合は、なるべく早めに少しずつ整理・排出をお願いします。特に年末はごみが多く、一度に大量に出されますと収集時間が遅くなりますので、ご協力をお願いします。

なお、有料化により指定収集袋に入らない「掛け布団、敷き布団、こたつ掛け布団、こたつ敷き布団」は1月から粗大ごみへ変更になります。

ごみ減量推進課 保(☎438 - 4043)